産業マスタープラン後期実施計画（案）策定の考え方について

資料２

令和６年度開始の産業マスタープラン後期実施計画（案）については、昨年度、本委員会第２回会議（書面）においてご審議いただいた点を踏まえ、次の「１　基本施策について」及び「２　単位施策（実施計画）について」に基づき策定します。

　１　基本施策について

社会・経済環境の変化や単位施策の達成状況等を考慮し、修正しない。

２　単位施策（実施計画）について

(1) 昨年度、本委員会第２回会議（書面）において提示した見直し案に基づき、委

員の意見を踏まえ、新たに「SDGs・カーボンニュートラルの実現を支援」、「DXの

推進を支援」を追加する。

(2) 産業マスタープラン策定後に廃止となった単位施策（実施計画）は、後期実施

計画から除く。

(3) 達成率が目標を大幅に上回る又は下回る単位施策（実施計画）は、令和５年度

の実績も踏まえ、成果指標や目標の見直しを行う。

３　新たに追加する単位施策（実施計画）に基づく関連事業について

(1) SDGs・カーボンニュートラルの実現を支援

ア　**中小企業等ＳＤＧｓ推進事業補助金**

市内中小企業等がＳＤＧｓの目標の視点を踏まえて行う新製品や新技術の

開発を支援する。

　　　イ　**中小企業カーボンニュートラル推進事業補助金**

　　　　　市内中小企業等におけるカーボンニュートラルを目指す取組の意識向上を

図り、事業活動における脱炭素化を推進する。

　　(2) DXの推進を支援

ア　**ロボット関連産業等促進事業補助金**

　　　　　市内中小企業等がロボット、IT・IoT、AI等の先端技術を導入することによ

る生産性の向上を支援する。

　　　イ　**中小企業活性化事業費**

　　　　　中小企業診断士の資格を持つ専門家が、これからDXに取り組む方に対して、

課題解決に向けた各種相談や指導を行う。

４　後期実施計画から削除する単位施策（実施計画）及び関連事業について

(1) 市内での事業継続を支援

ア　**事業継承支援事業補助金**

　　　　　事業承継の相談窓口となる有効な対策を講じることが困難であったため。

なお、令和４年度に平塚信用金庫と締結した協定による新たな取組等につい

　　　　て今後検討を行う。